

香川県職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

## 香川県規則第24号

香川県職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

(香川県職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第1条 香川県職員の職の設置に関する規則（昭和32年香川県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後                       | 改正前   |
|---------------------------|---|
| 略                         | 地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第5条の規定に基づき、法令に特別の定めのあるものを除くほか、県に、次に掲げる職を置き、職員、大学教員又は大学事務職員をもってこれに充てる。 |
| 本庁<br>（1）審議監<br>（2）～（37）略 | 本庁<br>（1）～（36）略   |
| 略                         | 略   |

（香川県青少年活動推進本部規則の一部改正）

第2条 香川県青少年活動推進本部規則（昭和34年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| （組織）<br>第3条 略<br>2 略<br>3 部員は、審議監、部長、総局長及び知事公室長の職にある者、知事が指定する部長に相当する職にある者並びに知事が委嘱する教育長及び警察本部長の職にある者とする。 | （組織）<br>第3条 略<br>2 略<br>3 部員は、部長、総局長及び知事公室長の職にある者、知事が指定する部長に相当する職にある者並びに知事が委嘱する教育長及び警察本部長の職にある者とする。 |

（香川県男女共同参画推進本部規則の一部改正）

第3条 香川県男女共同参画推進本部規則（昭和34年香川県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
|     |     |

|   |   |
|---|---|
| (組織)<br>第3条 略<br>2 略<br>3 部員は、審議監、部長、総局長及び知事公室長の職にある者、知事が指定する部長に相当する職にある者並びに水道局長、病院事業管理者、病院局長、教育長及び警察本部長の職にある者を充て、又は委嘱する。 | (組織)<br>第3条 略<br>2 略<br>3 部員は、部長、総局長及び知事公室長の職にある者、知事が指定する部長に相当する職にある者並びに水道局長、病院事業管理者、病院局長、教育長及び警察本部長の職にある者を充て、又は委嘱する。 |
|---|---|

(香川県行政組織規則の一部改正)

第4条 香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| 第4条 略<br><br>総務学事課<br>(1)～(7) 略<br>(8) <u>争訟</u> に関する事務の調整に関すること。<br>(9)～(15) 略<br>財産経営課～人権・同和政策課 略<br>2 略   | 第4条 総務部の各課（知事公室の各課を除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。<br>総務学事課<br>(1)～(7) 略<br>(8) <u>訴訟</u> に関する事務の調整に関すること。<br>(9)～(15) 略<br>財産経営課～人権・同和政策課 略<br>2 略 |
| 第7条 略<br><br>健康福祉総務課～子育て支援課 略<br>障害福祉課<br>(1)～(10) 略<br><u>(11) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の施行</u> に関すること。<br>(12)～(14) 略<br>医務国保課～生活衛生課 略 | 第7条 健康福祉部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。<br>健康福祉総務課～子育て支援課 略<br>障害福祉課<br>(1)～(10) 略<br><br>(11)～(13) 略<br>医務国保課～生活衛生課 略                              |
| 第8条 略<br><br>産業政策課<br>(1)～(4) 略<br>(5) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18  | 第8条 商工労働部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。<br>産業政策課<br>(1)～(4) 略<br>(5) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18   |

号) の施行に関すること (経営支援課の所掌に属するものを除く。)。

(6)～(15) 略

企業立地推進課 略

経営支援課

(1)～(6) 略

(7) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の施行に関すること (経営革新計画に係るものに限る。)。

(8)～(10) 略

労働政策課 略

第10条 略

農政課・農業経営課 略

農業生産流通課

(1)～(11) 略

(12) 農産物検査法 (昭和26年法律第144号) の施行に関すること。

(13) 略

畜産課～水産課 略

(職)

第13条 略

2～8 略

9 第1項から第7項までに定めるもののほか、審議監及び理事を置くことができる。

(職務)

第14条 審議監は、県行政の特に重要な事項についての企画及び立案に参画し、並びに知事の命を受けて、困難な特命事項を総括整理し、関係職員を指揮監督する。

2 略

3～14 略

号) の施行に関すること。

(6)～(15) 略

企業立地推進課 略

経営支援課

(1)～(6) 略

(7)～(9) 略

労働政策課 略

第10条 農政水産部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

農政課・農業経営課 略

農業生産流通課

(1)～(11) 略

(12) 略

畜産課～水産課 略

(職)

第13条 略

2～8 略

9 第1項から第7項までに定めるもののほか、理事を置くことができる。

(職務)

第14条 略

2～13 略

(香川県災害対策本部規則の一部改正)

第5条 香川県災害対策本部規則 (昭和38年香川県規則第59号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(本部の職員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、病院事業管理者、<u>審議監</u>、部長、総局長、知事公室長、会計管理者、水道局長、教育長及び警察本部長の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 略</p> | <p>(本部の職員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、病院事業管理者、部長、総局長、知事公室長、会計管理者、水道局長、教育長及び警察本部長の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 略</p> |

(公舎等管理規則の一部改正)

第6条 公舎等管理規則（昭和39年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(公舎等の区分)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 公舎 知事、副知事、教育長、<u>審議監</u>、本庁の部長、次長若しくは課長、各出先機関の長又はこれらの職に相当する職にある者で、その職務を遂行するため当該庁舎に近接して居住する必要があるもの用に供する公舎等</p> <p>(2) 略</p> | <p>(公舎等の区分)</p> <p>第3条 公舎等は、次の各号に区分する。</p> <p>(1) 公舎 知事、副知事、教育長、本庁の部長、次長若しくは課長、各出先機関の長又はこれらの職に相当する職にある者で、その職務を遂行するため当該庁舎に近接して居住する必要があるもの用に供する公舎等</p> <p>(2) 略</p> |

(知事の職務を代理する上席の職員を定める規則の一部改正)

第7条 知事の職務を代理する上席の職員を定める規則（平成23年香川県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第3項の規定により知事の職務を代理する上席の職員は、<u>審議監並びに香川県部等設置条例</u>（昭和32年香川県条例第1号）第1条に定める部及び総局（以下「部等」という。）の長の職にある職員とし、その順序は、<u>審議監の職にある職員、部等の長の職にある職員の順序</u>とし、部等の長の職にある職員の順序は、<u>部等の順序</u>とする。</p> | <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第3項の規定により知事の職務を代理する上席の職員は、<u>香川県部等設置条例</u>（昭和32年香川県条例第1号）第1条に定める部及び総局の長の職にある職員とし、その順序は、<u>同条に定める部及び総局の順序</u>とする。</p> |

(香川県水産試験場規則の一部改正)

第8条 香川県水産試験場規則（昭和32年香川県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| (職員)<br>第5条 略<br>(1) 略<br><u>(2)</u> ・ <u>(3)</u> 略<br><u>(4)</u> 副場長<br>(5) 略<br><u>(6)</u> 栽培漁業センター副所長<br><u>(7)~(11)</u> 略     | (職員)<br>第5条 試験場に次の職員を置く。<br>(1) 略<br><u>(2)</u> 次長<br><u>(3)</u> ・ <u>(4)</u> 略<br>(5) 略<br><u>(6)~(10)</u> 略 |
| (職務)<br>第6条 略<br><u>2</u> ・ <u>3</u> 略<br><u>4</u> 副場長は、場長を補佐する。<br>5 略<br><u>6</u> 栽培漁業センター副所長は、栽培漁業センター所長を補佐する。<br><u>7~9</u> 略 | (職務)<br>第6条 略<br><u>2</u> 次長は、場長を補佐する。<br><u>3</u> ・ <u>4</u> 略<br>5 略<br><u>6~8</u> 略                        |

(香川県農業試験場規則の一部改正)

第9条 香川県農業試験場規則（平成12年香川県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| (業務)<br>第2条 略<br>(1)~(6) 略<br><u>(7)</u> オリーブオイルの官能評価に関すること。<br><u>(8)</u> 略 | (業務)<br>第2条 試験場の業務は、次のとおりとする。<br>(1)~(6) 略<br><u>(7)</u> 略 |
| (研究所の業務分掌)   | (研究所の業務分掌)   |

第5条 略

2 略

(1) 略

(2) オリーブオイルの官能評価に関する事項

(3) 略

(香川県障害福祉相談所規則の一部改正)

第5条 略

2 香川県農業試験場小豆オリーブ研究所の分掌事項は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 略

第10条 香川県障害福祉相談所規則（平成18年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(業務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第14条に規定する業務を行うこと。</u></p> <p><u>(7)～(9) 略</u></p> <p>(組織及び業務分掌)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前条第2号、第3号及び第5号から第7号までに規定する業務並びに<u>同条第8号</u>に規定する業務（子ども課の所掌に属するものを除く。）を行うこと。</p> <p>(7) 略</p> <p>3 子ども課の分掌業務は、前条第1号及び第4号に規定する業務並びに<u>同条第8号</u>に規定する業務（成人課の所掌に属するものを除く。）とする。</p> | <p>(業務)</p> <p>第2条 相談所の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)～(8) 略</u></p> <p>(組織及び業務分掌)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 成人課の分掌業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前条第2号、第3号、<u>第5号及び第6号</u>に規定する業務並びに<u>同条第7号</u>に規定する業務（子ども課の所掌に属するものを除く。）を行うこと。</p> <p>(7) 略</p> <p>3 子ども課の分掌業務は、前条第1号及び第4号に規定する業務並びに<u>同条第7号</u>に規定する業務（<u>知的障害のある児童に係るものに限る</u>。）とする。</p> |
| <p>附 則</p> <p>この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p>  |   |